

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助琉球政府財政赤字問題 (1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43565">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43565</a>

白米  
厚  
織

高橋大使了  
 条約交渉  
 三玄閣長  
 外務省  
 青車長  
 長柳閣長  
 知事長官  
 極我

1.  
 琉球政府の赤字戦政問題  
 南方3日米協議と琉球の行政  
 1-712. 45. 4. 15. 米20-(佐藤)

過去1.2年、急速に増大しつつある琉球政府の  
 戦政上の赤字問題について、去る才18日米

協議委員会において、日米両政府内でのその  
 解決策につき協議がなされ、意見の一致を以て

経緯があるが、今後、右合意に基き  
 米内閣府外務省計画局長の

当省5月21日特電局と協議のため、上京  
 することとなった。その日は先立5月15日。

佐藤外、在京米内閣大使館、江口の少佐と  
 西書記官の来訪を求め、事件問題の取り

扱いは、非公表に意見交換したのと、  
 右要旨下記のとおり報告する。

2.

1. 問題の基本的性格と処理方法  
 佐藤外、自分から24日2の米側内保者と

の接触を通じて得た印象では、米側内保者  
 は、琉球政府の赤字問題は、同政府の  
 五選後

問題とするべき性格の問題であるとの考  
 念に立つようである。事件問題の基本的

性格について、米内閣府の協議方針を知り  
 た。旨申し向けた。江口の書記官より、

施政権移行の際、琉球政府の負債処理  
 については、国家の個人移転の場合にお  
 いて

ける地方政府の債務処理の先例に準じて  
 日米両政府は、引継ぎするべきであるとい  
 う

の米側の方である旨述べた。現に、  
 米内閣府としては、この見解に立つて、米内

政府の assets の問題と臨時政府の assets の問題とを区別して処理したことが

付言した。 ~~その~~ <sup>但し</sup> 記述は、  
更に付した。 (1) 臨時政府の債務  
送還の際

債務の ~~送還~~ 処理について、米政府の方針  
が上記の通り確定したという段階で

は、(2) 臨時政府の特殊な地位を  
鑑み、臨時政府を、他国たる地方政府

として取り扱うべきに漏れ余地の  
ないことは認めらる。 (1) したがって、米側は

これも、国内の個人上移転に同様の処理が  
能く在ることは、たゞしと等と述べた。

すなわち、佐藤氏、施政権送還に際し、  
臨時政府の資産、債務債務等について

取扱うのは、正に、240.5 日米両政府の  
へき問題であり、臨時政府との地位を

どう評価するの、について <sup>個人的な</sup> 自分と  
意見と述べらるる立場には存するか、  
11月4日せよ。

施政権送還の際、問題となりうる  
施政権送還前 <sup>解決</sup> には、  
解決

出来るだけ解決して、(2) の米政府  
の方針であり、その意味で、  
臨時政府の赤字  
日米両政府

問題については、米側と話し合う  
用意は、  
用意は述べた。

すなわち、記述は、赤字問題  
の処理に入る前に、日米両政府として、  
施政権

送還に際して、臨時政府の債務は、日米  
に引継ぐという基本的認識を固め、  
その上

米側への協力を入るに際しては、まず、<sup>米側</sup>米側との  
協議(1) 及び(2)の問題に<sup>米側</sup>米側政府の  
私的(12)

方針は、その間に、同様のことが、他方、  
米側政府の赤字問題は、~~米側政府~~米側政府(12)に  
<sup>(米側政府は、米側政府と米側政府)</sup>

その解決の機会たる米側政府の平等<sup>米側</sup>  
は、米側政府と米側政府に、~~米側政府~~米側政府、~~米側政府~~米側政府。

米側政府は、米側政府に、米側政府との案件に、<sup>米側</sup>  
の協力を入る必要のあること。(12) 事件

赤字問題の解決に、米側政府と米側政府との  
必要のあること。他方、米側政府は、米側政府

米側政府(米側)  
米側政府と米側政府の問題は、米側政府  
部内でも大蔵省と外務省の極く一部~~米側~~

米側政府  
米側政府と米側政府は、米側政府との問題に、<sup>米側</sup>  
米側政府は、米側政府に、米側政府との問題に、<sup>米側</sup>

米側政府との事情があること。米側政府と米側政府  
政府との赤字問題との場合(12)に、~~米側政府~~米側政府

米側政府と米側政府に、米側政府の  
~~米側政府~~米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側政府</sup>  
米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府

米側政府の問題に、米側政府と米側政府とのこととして、  
折角米側政府と米側政府に、米側政府と米側政府

米側政府の問題に、米側政府と米側政府との影響及び、<sup>米側</sup>  
の、米側政府と米側政府。米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側</sup>

米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府との問題に、<sup>米側</sup>  
米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側</sup>  
米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側</sup>

米側政府の問題に、米側政府と米側政府との解決に、<sup>米側</sup>  
米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側</sup>

米側政府の問題に、米側政府と米側政府との解決に、<sup>米側</sup>  
米側政府と米側政府の問題に、米側政府と米側政府の問題に、<sup>米側</sup>

赤字改善の方策採在'という技術的見地から  
の協定に「17-3」とした。

2. 琉球政府の借入金  
佐藤氏、上記1の ~~琉球政府~~ 琉球政府との間の  
当分の

赤字改善の問題については協定の進め方は  
別12. 不外務省と12. 事件赤字問題

と琉球政府送還に伴う琉球政府の借入金  
債務の整理と云々の中72包2

あり、その意味から、~~米政府~~ 琉球政府  
の借入金問題については参考の方を72包2

父事および3の2: (1) 琉球政府の借入金  
債務 (2) 米政府の借入金 (注釈)  
に絶たれる

政府の資料を入手した旨申し入れた。  
と云々。その中1. 12. 書記官は、毎分と12. 17

(1) 117. 出来3包。少計局長土字の解  
持を越えず済む旨を述べるとともに (12) 117. 11.

日米双方の戦時当局者の接触が12. 11. 18. の2. 11. 18. の  
2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.

(通2. 千葉課長の御返事と付2. (12) 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
の旨を12. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.

に引き続き努力を旨行した。

(注) 12. 11. 18. (1) 米側側? 日米間の交渉の対等と  
平等とは、人件等々の行政費は合算する。 (2) 米側側  
とは、1942年入道の時等に、その所有権が米政府  
にあるものもこの範囲で117. 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
資金の性格 (カリフォルニア州 PL 484 号等) により認められたもの  
ではない。 また、琉球政府の借入金に  
対する借入金については、琉球政府に対する借入金の  
2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
残余分を引き上げた。米政府と (12) 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
と17. 借入金に付する。 (12) 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
借入金残余分相当の資金を沖縄県に出すことと  
米側側の借入金に付する。 (12) 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.  
と2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.

3. 琉球政府の赤字改善の方策

12. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2. 11. 18. の2.

赤字改善の方策に2112. 米朝りとは現在  
米国の有12113 臨時予算の拒否権と合云

施政権者としての権限と、日本政府の臨時政府  
に対する影響力との双方を使つて、臨時政府

の指導にあたりたりと考へてゐる旨述べた。  
その旨は、佐藤外相、合(の)私因(と)ある旨  
自合院りの

前記を以て、(1)臨時政府の予算に付する  
米朝政府の指導力のあること付、昨年、米朝

政府の本年度の臨時予算案を認め(2511  
5)に在りて、米朝政府の屋敷を確保して臨時政府

(米朝政府の予算に付する拒否権を行使せ  
る旨を無視したることの、5月15日(2511) 付の  
2112は、政治的考慮から、日本政府として、支持  
(2511と見せしめ)旨付言、(10. 8. 米朝政府の  
本年度予算案に於ける沖縄接地の大幅削減

に付し、  
沖縄の世論に、米朝に施政権者としての責任

2 改革したと云つて、

反撥して113 理由から、現在、時々の  
時々の指導力、昨年以上、低下したと云ふ

へてあること。(12) 他方日本政府は、(1) 4の  
援助予算の臨時予算に占める割合の

増大したこと、(ii) 臨時政府と1211. 11が4の  
日本政府のFに入るといふ認識から、日本政

府に付抗つても得らざるやうな認識を  
もつたこと、及び (iii) 人事交流計画で、

日本政府の若くは臨時政府の企画局等に入り、4の  
予算縮減を指導するに付し、臨時政府の

中に入り、日本政府の考へ方と4の、互に南に  
ること等の理由から、今後、その臨時政府に

する指導力は、増え強くなること、2条  
を指し、日米両者の、一語に付して

臨時政府の及ぶと考へた(旨)

臨政を指導するといふ形をととり、日米内  
で了解を遂げた上で、表面には、日米

（軍縮）

政府が臨政を指導するといふ形をとる方が  
仲絶例の拒抗が少いので、その方が望ましい

と述べた。


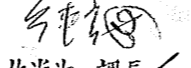
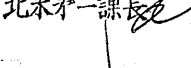
また、佐藤外相、本件問題を検討する場合

には、(1)日米政府の臨政への計画的財政援助  
~~の~~年終との再検討、(2)米国内行政の

機能縮小、(3)臨政の抑制の再検討等  
と関連させ、考へて行く必要ありと

述べた。




  
 PHO長  
  
 事務長  
  
 北米課長

条約課長  
 法規課長

↓  
 各地方に法律協定を  
 締結し、その協定に基づき  
 行政手続を遂行する

井川

半側、地方的債権の  
 2. 国土利権の地方の先例  
 債に比し、この半側利権の  
 債権は、先例（この国土利権上  
 の債権は別として）に比し、  
 は相違点がある。先例（この国土利権上  
 の債権は別として）に比し、  
 行政手続の異なる点がある。


条約課長  
法規課長  
アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長  
北米第一課長

裁  
無期限

琉球政府税制度の本土税  
制度への一体化計画(米行政  
府検計官抄)

45. 5. 13. 米北- 佐藤

根拠記録添付あり

4月27日 山野特選局長(現沖縄地方計画  
庁長官)と米行政府外- 企画局長の琉球

政府の赤字財政問題につき協議の際  
米側より提示された琉球政府税制の

本土並み化計画に勾当、米側検計結果  
別添の通り。(米行政府側の)

又、事件の取り扱" につき、山野局長より  
琉球政府の税制度の本土との一体化に" 2

1. 復帰準備の一環として、~~同米~~ 検計事  
ことと(た、事件米~~側~~側試率も、  
行政府)

同米政府~~側~~ 検計(24)ことと(た) 旨

出た。  
又、" 局長より、事件に勾当の旨... 18.  
同米側の考之方、一応等と7372の勾当、  
同米内政府側の47 (琉球政府と7127  
1) 行方、ことと(た) 旨、速へ2. 12.

裁  
無期限

裁  
無期限

SUMMARY OF GRI AND USCAR PROPOSALS  
TO RAISE GRI-TAXES TO GOJ LEVELS

TAB A - 14 April 1970

<u>TYPE OF TAX</u>	<u>GRI PROPOSAL</u>	<u>USCAR PROPOSAL</u>
<u>Personal Income Tax</u>	Reduce.	Reduce, provided other taxes shown below are raised.
Corporate Income Tax	Increase rate to GOJ level only slight adjustment needed.	Agree with GRI.
Motor Vehicle Tax	Increase rate to GOJ level.	Agree with GRI.
Domestic Liquor (Excise) Tax	Increase to GOJ level.	On whiskey: Raise GRI rate of \$52 to GOJ rate of \$258. On Beer: Raise GRI rate of \$26 to GOJ rate of \$29. Raise rate: First step: 185% to 250% Second step: 250% to 420%.
Liquor Consumption (Import) Tax	Whiskey: Raise Rate first from 185% to 250%	
Tobacco Consumption Tax: Locally manufactured cigarettes Imported cigarettes	Raise rates by 2 cents per pack. Raise rates (no amount given)	Agree with GRI. Raise rate from 100% to 293%.
Leaf Tobacco Import Tax: Unprocessed leaves	No increase in rates	Raise GRI rate from 30% to GOJ rate of 237%
Travel Tax	Ⓞ No change. GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.
Amusement (Admission) Tax	Ⓞ No change. GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.

SUMMARY OF GRI AND USCAR PROPOSALS (Cont'd)  
TO RAISE GRI TAXES TO GOJ LEVELS

TAB A - 14 April 1970

<u>TYPE OF TAX</u>	<u>GRI PROPOSAL</u>	<u>USCAR PROPOSAL</u>
Entertainment, Eating & Drinking Tax	No change, GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.
Soft Drink Tax Carbonated Drink:	Reduce rate: Step one: 20% to 15% Step two: 15% to 10%	Do not change, leave GRI rate at present 20%.
Sugar Consumption Tax Refined Sugar:	Raise rate by 2 cents per kilogram.	Raise present GRI rate of 10 cents per kilogram to 18.7 cents.
Petroleum Tax Gasoline:	No increase.	Raise present GRI rate of \$44.50 to GOJ rate of \$67.50.
Diesel:	No increase.	Raise present GRI rate of \$32 to GOJ rate of \$41.66 thru enactment of light oil delivery tax.
Local Road Tax on Gasoline:	Not being imposed at present and will not be imposed prior to reversion.	Impose this tax prior to reversion at GOJ rate of \$12.22.
Tonnage Tax	No change. GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.
Special Tonnage Tax	No change. GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.
Registration Tax	Raise rates to GOJ level.	Agree with GRI.
Stamp Tax	No change. GRI rate same as GOJ rate.	Agree with GRI.
Commodity Tax	Reduce or eliminate tax on food items. Raise rates on jewelry items from 5% to 15%.	Leave tax on food items intact. Agree with GRI.

---

SUMMARY OF GRI AND USCAR PROPOSALS (Cont'd)  
TO RAISE GRI TAXES TO GOJ LEVELS

TAB A - 14 April 1970

<u>TYPE OF TAX</u>	<u>GRI PROPOSAL</u>	<u>USCAR PROPOSAL</u>
Commodity Tax (Continued):	Reclassify imported goods between those imported from Japan and others imported from foreign countries, because goods produced in Japan will be subject to GOJ excise taxes while imported goods will be subject to GOJ customs duties.	Agree with GRI.

別添 1-2

SUMMARY OF GRI AND USCAR PROPOSALS  
TO ESTABLISH NEW TAXES PRIOR TO REVERSION

Tab B - 14 April 1970

<u>TYPE OF TAX</u>	<u>GRI PROPOSAL</u>	<u>USCAR PROPOSAL</u>
Inheritance Tax	To be established.	Agree with GRI.
Liquid Petroleum Gas Tax (on Propane Gas)	To be established.	Agree with GRI.
Motor Vehicle Acquisition Tax	To be established.	Agree with GRI.
Local Road Tax (On Gasoline)	Will not be established.	Should be established at GOJ rate of \$12.22 (see petroleum tax).
Prefectural Inhabitants Tax	Will not be established.	Should be established at GOJ rate of 2% and 4% of taxable income.
Gas and Electricity Tax	Will not be established.	Should be established at GOJ rate of 7% of monthly gas and electricity charges.

別添 2

SUMMARY OF ESTIMATED ADDITIONAL REVENUE

TAB C - 14 April 1970

	<u>UNDER PRESENT GRI LAW</u>	<u>UNDER PRESENT GOJ LAW</u>	<u>INCREASE</u>
1. In Raising Major GRI Taxes to GOJ Level:			
a. Domestic Liquor Tax	\$ 5,835,819	\$ 9,946,057	\$ 4,110,238
b. Liquor Consumption (Import) Tax	1,349,924	3,064,693	1,714,769
c. Tobacco Consumption Tax	3,425,659	5,369,528	1,943,869
d. Leaf Tobacco Import Tax	875,648	2,105,391	1,229,743
e. Sugar Consumption Tax	1,894,642	3,542,981	1,648,339
f. Petroleum Tax	<u>10,145,900</u>	<u>14,777,500</u>	<u>4,631,600</u>
	<u>\$23,527,592</u>	<u>\$38,806,150</u>	<u>\$15,278,558</u>
2. In Establishing New Taxes:			
a. Inheritance Tax	-0-	120,000	120,000
b. Liquefied Petroleum Gas Tax	-0-	180,500	180,500
c. Local Road Tax (on Gasoline)	-0-	2,259,200	2,259,200
d. Motor Vehicle Acquisition Tax	-0-	300,000	300,000
e. Prefectural Inhabitants Tax	-0-	1,878,800	1,878,800
f. Gas and Electricity Tax	-0-	650,500	650,500
	<u>-0-</u>	<u>\$ 5,389,000</u>	<u>\$ 5,389,000</u>
	<u>\$23,527,592</u>	<u>\$44,195,150</u>	<u>\$20,667,558</u>
3. Improved Enforcement			<u>\$ 2,000,000</u> <u>\$20,000,000</u>

条約課長  
法規課長

アメリカ局長  
参事  
北米第一課長

秘  
無期限

琉球政府赤字財政問題  
(山野沖繩北方対策庁長官, 及び  
行政官全談)

45.5.27. 米北 (佐藤)

山野沖繩北方対策庁長官は、26日、及び  
行政官と往訪。先般の山中レポート全談

により合意した。琉球政府の赤字財政  
問題に、向うは日米両政府向、及び、

(協議の)

日米琉三政府向の進め方につき協議した。  
結果、(イ) 才、日米両政府向、基本向道

に、この日米両政府向の協議から開始する  
こと、及び (ロ) 才のため、才1回会議を

6月10日(自東京)で行うこと、2次につき意見  
の一致とみた。

なお、本件会議に、あつて、山野長官也。

GA-6

外務省

1152

同席のクルー企画局長との向で種々意見  
交換が行なわれたこと。右要旨下記の通り。

同席者。

(当方) 沖繩北方対策庁、岸沖繩事務局長、

同、富谷振興課長、同、花園参事官

外務省米北一佐藤

(先方) クルー企画局長、25-7 海外局長。

記。

1. 問題処理の基本方針。

及び行政官及びクルー企画局長より、交換に

琉球政府の現在の財政運用の設置(おし)は、  
迅速後、日本政府と12中、膨大な赤字のあり

(注一次原)

具と抱え、このこと、日本側と12中、

本件問題と真意に、参考と致し、意見

表明のあること、本件問題及び2の予外

と12、(イ) 琉球政府の赤字の存続、同政府

GA-6

外務省



の不健全な財政支出にある。2. 赤字問題の  
解決。3. 同政府の支出の不合理な面を是正

有ることは求めらるべきこと。(10) 米国内政府と1218.  
限られた予算で、通関料に ~~削減~~ 削減

1875年「建設関係」の注釈と対応して  
12. 赤字問題解決のため。

(F) 基本

追加援助を考慮する余地は少ないこと。(11) ~~削減~~  
~~削減~~ 米国内政府側、最後に1875年日本国内  
1218) 財政に固有の基本理念、と(12)

出た米2行との1218. 1218. 1218. 1218.  
是正が父の要求に等しいこと。

(注) 20年以内、佐藤氏、1218. 1218.

外一局長等に個別に、施政権行使の  
日本政府と1218. 1218. 1218. 1218.  
時差に1218. 1218. 1218. 1218.  
7. 如何に処理する。18. 今後、通関料

交渉の一環として、日米間での話し合いの  
問題となり、従って、当面の琉球政府

の赤字問題と1218. 1218. 1218. 1218.  
~~削減~~ 琉球政府の赤字と施政権行使

の際日本政府の引継( ) といった考え  
当然の前提とするに1218. 1218.

旨指摘して1218.

上記米側発言に対し、山野長官より、琉球  
政府の兼財政硬直性の原因は、同政府の

(1) 無計画な減税 (とC1=所得税) と(2) 不  
要な人員増加及び給与増額にあると考

旨指摘の上、今後の協力は1218. 1218.  
琉球政府の健全性を1218. 1218.

(1)

話し合いの1218. 1218. 1218. 1218.

外国人の所得税、同自動車税等、布衣税の屋上  
油脂納付金の賦課への移転等の問題も

併せて報告したことに、~~昭和47年度以降~~  
~~昭和47年度以降~~、~~昭和47年度以降~~  
~~昭和47年度以降~~、~~昭和47年度以降~~  
~~昭和47年度以降~~等を述べた。

2. 油脂納付金の取扱い

山野局長より、1971年度の報告については、  
(米例等)

等と述べ、1972年度においては、油脂納付金  
と地球政府の歳入に入らざるに、  
2. 地球政府の歳入に入らざるに、

と述べ、~~地球~~油脂納付金は、外国から入る  
石油の平均消費に同税率に相当する額

であり、本来、地球政府の税率に相当する額  
のものであると考へる旨指摘した。

と述べ、局長より、油脂納付金  
(1.5%入り) 消費

すべし。神尾信氏のために支出せしめよう  
指摘の上、~~地球~~油脂納付金の性格につき

地球油脂納付金の大半は、米軍人の消費に  
あつて、国内航空機の給油に伴つての納付金

(カソリ) 等、非地球人の消費に用ゐらるゝ  
等、地球政府の課税対象とすべき

との議論もあつた旨述べた。さらに、  
局長は、地球人の消費に

ついては、地球政府の課税(カソリ) 税  
として報告したに對し、山野局長より

地球政府の課税(カソリ) 税の、本土の  
カソリ=税に對し、油脂納付金  
(相当)

値くらゐの付加税の値は、  
局長は、地球政府の課税(カソリ) 税と

油脂納付金と所得税計数と異に12あり、  
 低政のカッソ=税<sup>大</sup>油脂納付金<sup>と</sup>と  
 日本  
 足1に6の本土カッソ=100%程に相当する  
 という考え方自体に至りた。→ 税<sup>大</sup>に<sup>低政</sup>  
 政府の計してカッソ=税自体を本土並みに  
 引き上げよう再之報告してはどうか  
 及び直達へた。

3. 今後の進め方  
 山形局長より、低政政府の税制改善  
 については、まず、国税、県税、市町等  
 を含む税体系の本土並みへの移行計画  
 について、本年一杯位のことと検討し、来年度  
 6月より少し先の実施に移すこととして  
 述べたのに対し、局長は、今後の日米

及び日米間協定の締結に待たず  
 4+18. 本年中に、実施に移すことあり。  
 7月、本年中に、~~一~~一~~二~~二~~三~~三~~四~~四~~五~~五~~六~~六~~七~~七~~八~~八~~九~~九~~十~~十~~十一~~十一~~十二~~十二~~十三~~十三~~十四~~十四~~十五~~十五~~十六~~十六~~十七~~十七~~十八~~十八~~十九~~十九~~二十~~二十~~二十一~~二十一~~二十二~~二十二~~二十三~~二十三~~二十四~~二十四~~二十五~~二十五~~二十六~~二十六~~二十七~~二十七~~二十八~~二十八~~二十九~~二十九~~三十~~三十~~三十一~~三十一~~三十二~~三十二~~三十三~~三十三~~三十四~~三十四~~三十五~~三十五~~三十六~~三十六~~三十七~~三十七~~三十八~~三十八~~三十九~~三十九~~四十~~四十~~四十一~~四十一~~四十二~~四十二~~四十三~~四十三~~四十四~~四十四~~四十五~~四十五~~四十六~~四十六~~四十七~~四十七~~四十八~~四十八~~四十九~~四十九~~五十~~五十~~五十一~~五十一~~五十二~~五十二~~五十三~~五十三~~五十四~~五十四~~五十五~~五十五~~五十六~~五十六~~五十七~~五十七~~五十八~~五十八~~五十九~~五十九~~六十~~六十~~六十一~~六十一~~六十二~~六十二~~六十三~~六十三~~六十四~~六十四~~六十五~~六十五~~六十六~~六十六~~六十七~~六十七~~六十八~~六十八~~六十九~~六十九~~七十~~七十~~七十一~~七十一~~七十二~~七十二~~七十三~~七十三~~七十四~~七十四~~七十五~~七十五~~七十六~~七十六~~七十七~~七十七~~七十八~~七十八~~七十九~~七十九~~八十~~八十~~八十一~~八十一~~八十二~~八十二~~八十三~~八十三~~八十四~~八十四~~八十五~~八十五~~八十六~~八十六~~八十七~~八十七~~八十八~~八十八~~八十九~~八十九~~九十~~九十~~九十一~~九十一~~九十二~~九十二~~九十三~~九十三~~九十四~~九十四~~九十五~~九十五~~九十六~~九十六~~九十七~~九十七~~九十八~~九十八~~九十九~~九十九~~百~~百  
 の税制改善を急務と移すことあり。低政の  
 赤字増大を<sup>(必要)</sup>軽減する  
 ため、~~赤字増大~~を<sup>(必要)</sup>軽減する  
 述べた。(とくに、結核を急務とす)

米 意  
 (意見) <sup>税理府の考へ方</sup>  
 上記経緯より明らかな通り、米側、考へ方とは  
 かなり異なる。→ 米側、考へ方とは  
 6月10日(日)に予定された日米間の事務的協定の  
 締結も、再々、意見の交換に終るべきであ  
 る。よって、~~事務的~~事務的協定を更に建設  
 的に行うため、<sup>(必要)</sup>税理府<sup>(必要)</sup>  
 大蔵省、自治省等も、条件協定は、

右のための言方の草案方針の確定を、~~速に~~  
 とともに、総理府に提出する(2) (海清)

(147)  
 在京米国大使館と米領事館に一回全通の  
 議題等につき事前に打合せすることとした。

OK. He ("Asian matter")  
 "than done" with us?  
 (4-1)

GA-6

外務省

秘密表示 (朱印)  
 秘  
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主	2	1	3
付			
別			

付属校査渡以

発送日	昭和45年6月8日
処理日	
発信	タイプ
校査	

文書課長 1/公信案 (分類)

公信番号 米北1号 第 2094 号 公信日付 昭和45年6月6日

大臣 主管  
 政務次官  
 事務次官  
 外務審議官  
 外務審議官  
 官房長

起案 昭和45年6月5日  
 起案者 北米才一課長  
 電話番号 446

協議先  
 受信者 在米下田大使  
 在沖繩高瀬大使  
 発信者 愛知外務大臣  
 写送付先 (希望発送日) 月 日  
 件名 琉球政府赤字財政問題

GA-2 6 149 省 回覧番号

\* 秘密標準 (赤色)

米北合第2094号

昭和45年6月 6日

外公館長殿

外務大臣

(件名)

琉球政府赤字財政問題

引用公・電信  
日付・番号

去月26日、山野長官とフアリー民

政官の間で本件財政問題に關する協議

不行、その結果として、初会談録写1部

貴省参考用に別添送付可。

本信送付先 米、  
沖繩復帰準備委員会 日本国政府代表

※ 付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書課記入)

条約局長  
参事官  
条約課長  
法規課長

アメリカ局長

参事官

北米才二課長

北米才一課長

取扱注意

琉球政府資産 (米側評価)

45.6.1. 米IC- (佐藤)

先般米、米庁政府の企業局長と琉球政府の赤字問題に關する話し合いの経過は、

佐藤氏、局長に対し、非公表に、琉球政府の赤字に關する資料を要求した。これは、

5月28日、他用にも米庁政府と話し合い、佐藤氏に対し、局長より別添の通り、

表を交換した。その際、当方の検討の上、更に詳細な資料が必要とある場合は、

更に作成の上、当方に提示越す用意がある。 (その際、資料に必要とある場合は、)

相対的の余裕終了に併せて (米側) OK  
以上御参考可。

琉球政府資産 (米側評価) について

別添の資料は、検討の上、付添した。これは、何の参考にもならない。

GA-6

1173 外務省

Mr. Kramer

TOTAL GRI ASSETS BY ITEM

as of 30 June 1969

Land	3,682,150.47 (Tsubo)	\$13,822,891.42
Trees	301.30 (m <sup>3</sup> )	1,390.92
Building	158,406.01 (Tsubo)	30,123,727.36
Manufactured Goods		6,319,405.27
Machines	743 (Each)	1,867,749.62
Vehicles	512 (Each)	596,030.31
Ships	30 (Each)	1,309,997.56
Government Investment		<u>23,845,691.07</u>
Total		\$77,886,883.53

Note: Excluding roads, harbors, and public schools  
(but including government schools), because of  
definition of "Government Assets" by Government  
owned Property Law.

Source: Property Custodian Section, General  
Affairs Dept. GRI

TOTAL GRI ASSETS BY FUNCTION

as of 30 June 1969

Assets for General Administration	\$51,773,709.25
For government activities	50,236,528.10
For public uses	77,070.06
For government enterprises (Postal services agency)	1,460,111.09
General Assets (Other)	<u>26,113,174.28</u>
Total	\$77,886,883.53



条約局長  
法規課長  
北米米二課長  
北米米一課長  
アメリカ局長  
参事官  
北米米一課長

秘  
無期限

1. 琉球政府赤字問題に因する  
対米協定の進め方について  
45.6.10. 米IC- (ITC) 係

1. 標記の件に因し、10日、佐藤(吉川事務官  
同行)が沖縄北方対策庁、滝谷振興課長と

往訪、対策庁側の考之方を伺うに、先方より  
別添案を提示され、右添仁にて、才1回目

の会議とて、進め方について、(先方の補佐  
説明付別添案書とて、心合せ)。等あり。

同案、左側欄に在る「米側提出平想議題」  
は、先般の5月19日付アイリ-行政官宛

(別添2)  
屋良主席宛書簡に在りし米側考之方と  
とりよせられたる由。

2. 是中に対し、佐藤より私見として、(2. 総理府側  
の考之方とて、是は、従来(昨年来以来)

琉球政府の財源増強の見地から 2.

山野局長が米側関係者に述べ来たった  
とての辭り返しに「おかし」ことあり。  
対米協定

日米の議論が、おかしなもので、問題の  
解決に何等進捗が「おかし」旨述べ、

山中、レポート/会議に

赤字  
おかし。琉球政府、財政内政  
に在り、財源難解消という

見地が「おかし」同政府の財政運用を  
健全化するという見地も含め、総合的見地

から検討し、ということとて、合意とて、  
こゝに、(1) 琉球政府の財政運営  
(2) 日米協定に在りし(1)

(1) の健全化のために、  
べき方策等について、当方の考之方を述べ、



その中、米側の協力を要請する点について、  
この方向で話を進めようとする意向がある

旨である。

3. 日本は、(1) 滝谷課長より、自分(滝谷)と(2)

と(1)に、  
は、当面の考え方は、~~同様~~である。山野長官は、  
日本、米側に対し、例年案の着実な要求をし、

米側の出方と(1)に、  
米側の出方と(1)に、~~米側の出方~~  
米側の出方と(1)に、~~米側の出方~~

行こうという姿勢である。自分(滝谷)は、  
もはや、~~米側の出方~~、~~米側の出方~~、~~米側の出方~~  
12日(金)の定例打合せの際

外務省側の考え方を直接山野長官に云った  
谷(滝谷)に要望した。~~谷(滝谷)に要望した。~~  
谷(滝谷)に要望した。

計算上は、当面、条件につき、大蔵省等と  
協議を要する旨である。

4. 12月12日の定例打合せの際、今後  
の対米協議の進め方につき、次を申し入れた

ことについては如何かと考へてきた。

(1) 米側の出方については、~~米側の出方~~  
米側の出方については、~~米側の出方~~

措置を要する点等、日本、(1) 琉球政府  
の赤字の発生原因等、その原因について、意見交換を

し、内閣の共通認識を築き、その上、(10)  
赤字問題解決のための方策につき、

(i) 琉球政府の財政運営改善のための指導  
の進め方、(ii) 琉球政府の税制改善とその

関連における米側布帛割、油脂割付金の  
取り扱、(iii) 日米両政府の財政援助の

問題(とくに、来年度の米側援助計画と日米側  
計画との調整)等々、これらについて協議する。

5  
(2) 上記対米協定の外交方針を要約せよ

1. 要旨、2. 大蔵省、自治省の意見

協定あり。

秘

1971

### 対 USCAR 協議議題案

45.6.2  
振興課

#### 米側提出予想

1. 琉球政府の長期資金借入れ計画

長期資金借入れは極力避けるべきこと。

市中銀行借入れは認められないこと。

将来公債費負担が増大する恐れがあること。

2. 税制

本土税制との一体化を促進し、増税を行なうべきこと。

布令税の徹廃は当分行なれないこと。

#### 日本側提出案

1. 1971年度琉球政府財政運営との問題

(とくに、琉政の赤字財政との関連における米側の財政援助について)

(1) 米側援助費削減に伴う補てん措置について、

ア 油脂納付金の復活あるいは何等かの方途による琉政一般財源、(教職員人件費等)の補てん措置について。

イ 一般資金による予定事業からの他事業への振替え措置

ウ ~~那覇空港整備についての米側負担金の削減~~  
~~について~~ を

3. 人件費の抑制

人件費の増嵩を抑えるべきこと。

定数増を行わないこと。

欠員は不補充とすること。

※ 以上の措置を琉球政府に実施させることについて  
日本政府の協力を得たいこと。

エ 下院支出委員会の96万ドル削減の経緯の  
説明と今後の見通しについてのUSCARの  
責任体制

(2) 布令税の撤廃措置等について

ア 外人所得税及び自動車税の民立法適用

イ タバコ消費税、酒類消費税、娯楽施設税等の  
徴収強化に対するUSCARの協力について

(イ) タバコ、酒類の半軍の措置 (ii) 娯楽施設税の  
徴収強化の措置 (iii) 外人所得税の導入防止  
の措置

エ 1972年度対沖縄援助費について

(1) 日政援助の性格について

ア 援助費予算の編成について

(対USCARとの関係)

(i) 援助名称の変更 (沖縄復帰対策費一併称)  
(ii) 援助予算編成方式の変更 (日本側も、現行の方式に  
変更し、以後、半例に返す。)

(2) アメリカ政府の対沖縄援助についての基本的考え方  
について

ア. 議会割当資金について

イ. 一般資金について

(石油配給資金)

ウ. P.D.F の取扱いについて. ✓

エ. その他

{ 中部病院の問題

{ 福地ダムの問題

(ハイツ学舎の指定校定置  
契約の引き落とし)

(福地ダムと石川7号川に  
係る新規配水管建設  
問題)

1970年5月19日

琉球政府行政主席  
屋良朝苗殿

屋良主席殿

米国民政府は、5月16日(土)慣行通りの事前調整  
をするために琉球政府から送られた1971会計年度  
の一般会計予算案を受取りました。貴殿は5月20日  
頃この予算案を立法院に送付する予定だと予解して  
おります。民政府はこのような短期間でこの予算案  
の内容を詳しく分析する余裕がないのであります。  
それにもかかわらずこの予算案には重要な欠陥があ  
ることが一目瞭然でありますので直ちに貴殿の注意  
を喚起したいと思っております。

この予算案には、1,750万ドルの長期借入れ  
が盛り込まれておりますがそのうち1,150万ドルは  
資金運用部資金からそして残り600万ドルは市中  
銀行からの借入れ金となっております。このような巨  
額の借入れは将来納税者に不公平な負担をか  
けるだけでなく、琉球政府の財政を極めて危  
険な状態におとし入れることになるのであります。  
琉球政府は今会計年度末まで総額3,210万ドル  
(長期融資)を借り入れることになっております。それに  
71会計年度に予定されている新規借り入れ金を加  
えると4,960万ドルに達します。そのうち700万ドル  
を除いたすべての借り入れ金は貴殿の三ヶ年間の在  
任中に借り入れられた事になります。琉球政府は

1971会計年度中に過去の負債に対し利息と元金の返済で490万ドルを支拂わなければなりません。

二、三年後には沖縄の納税者は琉球政府が1971会計年度以後、一切資金の借り入れをしないと仮定しても毎年その額(490万ドル)の倍<sup>の倍</sup>を支拂わなければならぬのであります。今日のせいにくらべて借り入れは明日に問題を作るだけであります。

1969年5月10日私の前任者のカーペンター氏は1970会計年度の一般会計了算に対し資金運用部資金から借り入れ資金計画案の問題について話し合いました。そのさい貴殿はカーペンター氏に対し1971会計年度には琉球政府の財政を健全にする為あらゆる努力を拂うと約束されました。1970年2月2日の会見

で私は貴殿に対し健全な経済成長と平行して琉球政府の財政状態を改善する為の具体的な措置をいくつか勧告致しました。例えば政府職員の人負を削減すること、給与の引上げを最小限度におさえる事、租税収入を拡大すること赤字財政を解消する事等を勧告致しました。私は琉球政府が当面している困難な財政事情をよく認識しておりますがしかしながら資金の借り入れは程々にとつめその措置が必要の場合のみ容認されるのであります。1971会計年度に予定されている琉球政府の資金借り入れ計画は私にとって不相応に巨額で不必要なものであると思えるのであります。琉球政府は支出を最小限度に必要な事業にあさえ租税収入を増やす事によつて

借り入れ資金を大巾に縮小する事も出来ずし、  
又金額借り入れを避ける事も出来ず。

1971会計年度予算における税制基準は健全の計画を示してい  
ると思われなければならない。この中で見られる莫大の資金の借り入れ  
計画案から明らかに、琉球政府の支出は現在の収入の  
1.4倍予想される収入額を1.3倍に上回るものであります。この  
状況として、琉球政府は収入を不況下にもあきらめる努力  
を排せなければなりません。収入を増やす取組みの方法は琉  
球政府が日本本土並みの税制と税率を早急に取り入れる  
ことである。このように琉球政府の税制を改革すること  
は7年間で約2,000万ドルの税収が実現できると思われる  
あります。琉球政府の現行の税率調整案ではわずか  
270万ドルの増税しか期待できないのであります。琉球政  
府は必要の資金を確保するために日本本土の税制基準を

早急に採用する努力がなされております。これは琉球政府の  
一体化政策に合致するものであり、また復帰の際に起る大  
きな変化に対する影響を軽減するのにも役立つものであります。

琉球政府の職員や教員に対する人件費は現在  
7,100万ドルと見積もられておりますがこれは琉球政府の  
1971会計年度の予算総額の35.10パーセントを占めるのであります。  
予算を大巾に節約する分野はこの人件費であります。この  
ことは分析する二つにわたって明らかにあります。同予算案には職員  
を補充するために700人の採用に要する人件費150万ドルが計上  
されております。琉球政府がこのままの状態を1972年  
にはその機能を果たすことが出来なくなるでしょう。従って補填採  
用を行わなければならない人事物動は運用上の必要を充つことか



妥当かと思ひます。とうりさへして150万ユーロを節約する  
ことが出来ます。予算、節約は、又、1971会計年度に於ける  
辞職又は退職による人員の減少に於ける期待であるのであります。

以上、私が指摘した問題点は、民政庁職員がその予算案を最初に調べて見出した点に欠陥であります。私は、貴殿の  
配下の職員がその他の問題点を見出し、その予算案を改善する  
ことが出来るに確信に於ります。

同予算案の欠陥の重要性に鑑みて、私は1971会計年度の一般会計予算案が適正に調整されるまで、貴院に送付する  
ことと延期するよう貴院に要望します。私は更に1971会計年度の  
始から通常予算が成立するまでの漸定期間中に、最少限度の運営を維持  
するため、月単位で臨時予算を組み、

貴院に送付するよう要望します。

敬具

ロバート A. フォーリー  
民政庁

条約局長  
 号平官  
 各的課長  
 三云租借長  
 副官  
 1  
 2  
 3  
 4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13  
 14  
 15  
 16  
 17  
 18  
 19  
 20  
 21  
 22  
 23  
 24  
 25  
 26  
 27  
 28  
 29  
 30  
 31  
 32  
 33  
 34  
 35  
 36  
 37  
 38  
 39  
 40  
 41  
 42  
 43  
 44  
 45  
 46  
 47  
 48  
 49  
 50  
 51  
 52  
 53  
 54  
 55  
 56  
 57  
 58  
 59  
 60  
 61  
 62  
 63  
 64  
 65  
 66  
 67  
 68  
 69  
 70  
 71  
 72  
 73  
 74  
 75  
 76  
 77  
 78  
 79  
 80  
 81  
 82  
 83  
 84  
 85  
 86  
 87  
 88  
 89  
 90  
 91  
 92  
 93  
 94  
 95  
 96  
 97  
 98  
 99  
 100

琉球政府の赤字財政問題

に因りて日米協議の進め方  
(在京米国大使館との非公式協議)

45.6.20.米内(佐藤)

標記の件に因りて佐藤の在京米国大使館  
 江崎の少佐と面談し非公式に意見を  
 交換したと云ふ。右要旨次の通り。

左の事件非公式協議の結果と基礎として  
 大蔵省、総理府等との間では今後日米協議  
 の対処方針を固めることとした。

1. 協議の目標

(1) 先ず、当面の在京米国大使館と外務省、  
 総理府との間の協議にありては、その目標として  
 琉球政府の赤字財政問題解決のための  
 の基本方針に因りての日米間の了解を促すこと

ることには置いて議論を固めることとした。  
 基本方針に因りて28日米内閣の了解の出来た

上27±5に、米内閣担当者等と之と  
 詳細な議論を東京及び那覇に於て行なうこと

した。旨を述べた。  
 (2) 其中に於て、先ず、米内閣と(2)上記(1)の

進め方に異存なき旨述べたこと中に、本件  
 内閣の了解のため基本方針として、次の  
 とすべしとの

3案を提案した。即ち

(1) 琉球政府の財政運用を健全化する

ために、日本政府が、琉球政府の財政運用  
 に対し相等的助言を行なう。(そのために  
 当面1971年度会計年度琉球政府予算  
 具体的案として(前)日本政府の地方財政  
 の専門家と沖縄に派遣し、琉球政府の

財政運用の実態を調査し、その改善策に  
ついて報告するにともなう一環として参考として、

(iii) 1972会計年度にわたる、予算編成時  
日本政府の審査監督することとして参考とする。

(iv) 環球政府の税制を本と並みには  
その準備を早急に開始することとして。

その一環として、布衣税の廃止に  
ついて検討する。

(v) 来年度(1972会計年度)の米側予算に  
ついては、道路等の米側プロジェクト

日本政府と12の国との取組は、日本側  
の引継ぎに、その全額を米側資金で

環球政府の自由に使用し得る財源に  
対しては、援助に回すことの可能性を検討する。

(3) 上記資料提案に対し、米側は、  
3の点については、米内閣府等の関係者

の意向を非公式に打診して、

2. 環球政府の赤字の国際法上の  
取り扱い。環球政府の赤字の

国際法上の取り扱いに  
ついては、同書記官の意見  
を参考として、

午後1時。 (この内容は、  
その後のI. Nature of the GRI DEBTの

項にある "in the present case, there is no "GRI"  
debt" at all in the international legal

sense, but merely an internal capital  
restructuring of the GRI" とある。

一、環球政府の赤字の資金は、  
その全額を米側資金で

5.

1971会計年度：琉球政府の計画中の  
市中央銀行からの借入金（600万ドル）を

中止させることか出来ず（国下、後援者  
も、そのための具体策を検討中）、一応、琉球

政府の赤字の裏面は、YCLに考案を思わせる。

Schmitz Private Paper

6/18/70

Heuristic Purposes Only

I. Nature of the GRI DEBT:

At present, the GRI is indebted for approximately \$20 million. The indebtedness results from GRI borrowings from its own pension and welfare fund and not from issuance of government bonds to domestic or foreign lenders. It has been the policy of USCAR to prevent public sale of GRI securities, and no such sale has taken place. Accordingly, the first question for consideration is whether the GRI "debt" is a debt at all in the usual sense or merely a bookkeeping transaction within the GRI.

The types of debts that are the subjects of comment in historical examples of state succession are those in which a credit is held either by private entities or individuals within the territory affected or by private entities, individuals, or foreign governments outside the territory affected. I know of no example in which an issue was made of a debt internal to the ceded government. The reason for the lack of comment on such debts evidently is that the debt and the credit together are ceded to the cessionary state. Short of a fraudulent transaction within the ceded government, the effect on the net worth of the ceded territory or the cessionary state of such an internal credit arrangement is zero. It is submitted, therefore, that in the present case, there is no "GRI debt" at all in the international legal sense, but merely an internal capital restructuring of the GRI.

Nevertheless, it is assumed for argument purposes for the rest of this study that the pension and welfare fund can be described as sufficiently separate from the GRI as to partake of an independent status as a private creditor. The question thus becomes one of whether such a debt must be maintained or accepted by Japan after reversion.

LIMITED OFFICIAL USE

LIMITED OFFICIAL USE

2

II. Precedents:

Literature concerning the treatment of public debts in the context of state successions is voluminous; but much of the historical concern and commentary was directed towards apportionment of the national debt of the ceding state to take account of the fact that a portion of its national assets (the ceded territory) no longer would be available for contributions to service the national debt. That issue does not concern us here: no one has suggested that the Japanese ought to assume a portion of the United States national debt in recognition of our administrative loss of the Ryukyus. We are concerned here only with the question of the GRI (local) debt and whether the Japanese Government should accept it as a burden on Japan, allow it to be maintained by the GRI successor as a burden on the Okinawa Prefecture, or be entitled to a U.S. contribution in respect of the debt.

The number of documented historical examples of the particular kind of debt succession problem of concern to us is only several dozen. Some of them follow:

1. Independence of Spanish-American Colonies (1836-1865) -- All the treaties by which Spain recognized the independence of its revolted colonies in South America transferred to the new States debts owed by or charged to the Spanish treasuries in those territories, or debts owed by Spain in respect of their administration. Most of these treaties consider the matter as one of "grace, equity and justice," but the treaty of 1859 with Argentina recognized that such debts had passed ipso facto with the change of sovereignty. (O. 419)
2. Annexation of Texas by U.S. (1848) -- Texas public debts maintained and portion paid by United States. (F. 279)
3. Formation of Greece (1864) -- By the Treaty of London, Greece assumed all the public debt of the Ionian Islands. (O. 419)
4. Annexation of Fiji by Great Britain (1875) -- Fiji's debts assumed by Great Britain but revenues of GB were not to be charged with the debt. (O. 376)
5. Annexation of Transvaal by Great Britain (1877) -- Great Britain guaranteed that debts of the State would be provided for. (O. 376)
6. Annexation of Tahiti by France (188) -- France assumed various debts left by former rulers. (F. 369)

LIMITED OFFICIAL USE

7. Annexation of Tunis by France (1881) -- France protected creditors of the Bey but paid none of the debt from its own resources. (F. 370)

8. Annexation of Annam, Tonkin, and Cambodia by France (1884) -- France maintained, but did not assume, former debts. (F. 371)

9. Annexation of Upper Burma by United Kingdom (1886) -- United Kingdom actually paid Burma's debts while refusing to admit that she had a legal obligation to do so. (F. 379)

10. Annexation of Madagascar by France (1895) -- Madagascar remained charged with its own debts. (F. 369)

11. Annexation of Hawaii by the United States (1898) -- By Joint Resolution of the Congress, which referred to "obvious principles of Justice" and an obligation to take the "burdens with the benefits," the U.S. paid \$4 million of Hawaii's debts and left remaining debts to be maintained by Hawaii. (O. 377)

12. Creation of South African Republic (1900) -- British law officers reported that Great Britain obligated to take public debts of components of Republic as a charge on the territory. The South African Government, while declining legal responsibility, paid all creditors whose loans matured; and the Union of South Africa took over all colonial debts (1910). (F. 384 O. 378)

13. Annexation of Congo by Belgium (1907) -- The Congo maintained its debts, which were not assumed by Belgium. (F. 369)

14. Annexation of Korea by Japan (1910) -- The Japanese Imperial Treasury assumed the entire debt of Korea. (F. 378)

15. Formation of Yugoslavia (1924) -- Yugoslavia allowed Serbia to maintain its debts and assumed the debts of Montenegro. (F. 566)

16. Transfer of Newfoundland to Canada (1949) -- By the British North American Act, Canada was to assume and provide for the servicing of the stock issued and to be issued on the security of Newfoundland. (O.427)

In two recent cases positions have been taken that the absorbing state has no obligation to maintain or assume the debts of the absorbed territory. In 1938 Germany maintained steadfastly, over the violent objections of several governments (including the United States) that Germany was not responsible for the debts of Austria. In fact, Germany later compromised several of the debts; and in 1955 Austria recommenced paying off pre-Anschluss creditors. (o. 380)

When Poland assumed responsibility for Danzig in 1946 the British and Polish Governments agreed that the question of the indebtedness of the Free City of Danzig would be settled at a later date in the light of the relevant provisions of the future German peace treaty. The Polish Government has declined to discuss the question since. (O. 384)

In light of the special nature of the latter two exceptions to a solid line of historical precedent, it seems doubtful that the Japanese Government would rely upon them as establishing a new departure of international law. The precedents in general, therefore, clearly indicate that local debts of totally ceded territories either are assumed by the cessionary state or are allowed to be maintained by the authorities of the ceded territory if that territory retains fiscal responsibility.

### III. Commentaries on Assumption and Maintenance of Local Debts:

In Public Debts and State Succession by Ernst Feilchenfeld (Macmillan, 1931), the following statement is made in respect to the development of international law prior to World War I:

"Debts owed by local bodies were not mentioned by all writers, but their maintenance, though not necessarily their distribution in case of dismemberment, was, of course, assumed by all writers who advocated maintenance of debts of annexed states, general distribution in case of cession, or assimilation of locally connected debts to local debts. Various authorities, however, stated expressly that debts of local bodies must be maintained [citing Despagnet, Appleton, Huber, and Keith] ... An analysis of the opinions of writers between 1878 and 1914 shows that agreement was reached on no point except on the maintenance of local debts, and possibly on the protection of deposit money, in case of cession." (p. 421). Referring to the earlier period of 1648-1790, Feilchenfeld says "debts of totally ceded local public bodies are very rarely mentioned, and it would appear that maintenance of their debts was regarded as a matter of course." (p. 55)

Further in reference to the pre-World War I era, Feilchenfeld says "the vast majority of writers agreed that all debts of annexed states must be maintained." ... "Many writers thought that the annexing state, and not the annexed state, became responsible for the debts of the latter. Most of the writers who considered the problem admitted, however, that this rule did not apply if the annexed state reserved financial autonomy." (p. 413f)

"At the most, if the attitudes of the various governments are considered, the statement may be made that probably all states before the war would have been willing to assume debts which had been contracted for the benefit of the local area and were payable out of and secured upon it." (p. 426)

Referring to the peace treaties entered into following World War I, Feilchenfeld says:

"While the Treaty of Lausanne contains no special provision with regard to debts of cities and other local subdivisions, there seems to be little doubt that the maintenance of such debts was taken for granted. It cannot be assumed that this treaty, which in general went further in protecting private rights than the other treaties, was less liberal than the Central European treaties where maintenance of local debts was concerned.

"The Treaties of Saint-Germain and of Trianon not only maintain local debts, but even provide for the distribution of debts of divided local areas. That such maintenance is recognized as a legal obligation may be inferred from the stipulation maintaining the debt of Bosnia and Herzegovina by classifying it as the debt of a local area.

"The Reparation Commission recognized expressly that war debts were not excluded from the legal protection which the treaties grant to local debts.

"During the peace negotiations Germany demanded that Alsace and Lorraine should remain burdened at least with their own debts; and in a note of June 20, 1919, complained that the treaty had not expressly provided for such maintenance. In his reply of June 21, 1919, M. Clemenceau pointed out that the maintenance of these debts had never been doubtful, and declared that France would assume charge of them."

O'Connell (O'Connell, D. P., State Succession in Municipal Law and International Law, Cambridge, 1967) agrees with Feilchenfeld's conclusion and adds a refinement to the effect that the successor state is not bound to maintain the debt of the ceded territory per se; but if it does not, it must respect the former's creditors' acquired right in its own municipal law. (p. 373ff). "State practice generally bears out the contention that the successor state need not liquidate the debt of its predecessor, provided it leaves the absorbed state as a fiscal unit." (p. 376)

During the negotiations with Germany over its responsibility for the debts of Austria following the Anschluss, the U.S. Government told the Government of Germany, "it is believed that the weight of authority clearly supports the general doctrine of international law founded upon obvious principles of justice that in case of absorption of a state, the substituted sovereignty assumes the debts and obligations of the absorbed state, and takes the burdens with the benefits." (I Hackworth 545).

As early as 1886, a German court held that both assets and liabilities of the annexed state are: always acquired by the annexing state unless exceptions have been specifically provided for. (S.W. b. Preuss. Fiskus) (f378).

IV. Conclusion:

As indicated by the commentators, the line of historical precedent that the annexing state either assumes or maintains debts of the annexed body, are based on the consideration that the annexing state receives all of the assets of the territory, against which the debt is a charge. Accordingly, generally accepted rules of equity would provide that the burden follow these benefits. Otherwise, the annexing state would be unjustly enriched by the benefits, and the creditors of the annexed state would be deprived of their acquired rights. There is no indication anywhere that the former sovereign of a locally indebted territory must bear any of the burden of that territory when the sovereignty changes. Indeed, if anything, historical practice has been to allocate the national debt of the former sovereign and to pass that portion to the annexing state. [The U.S. opposed such apportionment in the Cuba debt controversy with Spain in 1898, but that is not an issue in these discussions, with Japan.]

The debt of the GRI, if one can be said to exist, has been incurred for the benefit of the resources of the Ryukyus (e.g., greater government employment, higher pay for teachers, and public works projects). Even if this debt had been contracted from outside the Ryukyus, it is clear that the benefit of the debt remains in the Ryukyus; and the Government of Japan should be obliged either to maintain or assume that debt. The actual GRI situation presents an even more persuasive case since the debt was locally contracted, and the creditors' claims against the GRI themselves become Japanese assets after reversion. Accordingly, if a GRI debt in the international law sense can be said to exist, there should be no doubt that it will survive reversion, by maintenance or assumption, without any contribution by the U.S. Government.

G.R. 1. 9 法の性質は  
"Local government" の意味か?  
U.S. 施政報告第 7 頁 2 行  
の - 井田 2 行 5 行 1 行 = の  
20 の分析 表 2 頁 409 頁 (7 頁)

- ① H/Com ordinances
- ② GOV monitoring of GR1 budget
- ③ Possibility of GOV picking up aspects use projects, while use increase contribution to GR1
- ④ GOV add'l contribution



条約局長  
法規課長  
条約課長

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

秘  
無期限

琉球政府赤字財政問題  
(対米協定における専断発言)  
佐藤 多田 早稲 佐藤 幸徳

標記の件に関し、24日、佐藤の対策庁  
尾谷振興課長と協議した。佐藤

専断より、別案の通りの案を提示することにも  
右の二つの方面の同意の得られ、大蔵

自治両省とも協議し、対米協定における  
専断発言取りと12日、因らたことと述べた。

別案は、各項目毎の考へ方は、18日、第  
問題として考へらるも、全体として考へ

たりか異いので、右を <sup>別件</sup> ~~別案~~ の通り、措成に  
及らたぬことと提案することと述べた(11)。

要約: 当面の経理府として2の対米協定  
ありては、琉球政府の赤字の補填は、

時の取り扱いは、一に棚上げにして、(8)号  
事務局として、この案と並に念頭にはあつて、

へておいて、(9)号、主として、財政  
的見地、即ち、琉球政府財政の健全化

という見地から、議論を進展させることと  
した(11)。

(前)代

1.

琉球政府財政の健全化の  
ための方策について(同率制見解)  
(案)

1. 琉球政府の1971年度予算の取扱い。

(1) 当面の琉球政府の1971年度予算の

取り扱いは、立法院に於いて予算が  
成立した後に、日本政府の協力にて

財政健全化の観点から琉球政府に対し  
本年度内での起債を最小限にする

(とくに、目下琉球政府が予定している600万  
の市中銀行からの借入を、行方中せむ

よう)方向での実行予算を作成し  
めることが必要と考へらる。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府と12月  
次、方向で琉球政府を)協力に指導する

2.

用意がある。即ち

(イ) 琉球政府に対し、一部単独事業の

実施延期及び人員の抑制と行方  
よう報告する。とくに、人員の抑制に

ついては、(i)欠員不補充方針の堅持、  
(ii)勸奨退職計画の消化、及び、(iii)

人事委員会への給与報告の適正化等  
今後、大(イ)に、琉球政府を指導する

(ロ) 下半期前の12月に沖縄の経済状況  
及び税の執行状況等を再検討し、

増収増のための方策として、琉球政府  
を指導する。

2. 1972年度以降に係る問題

(1) 1972年度以降の琉球政府財政に  
(健全化の方策)

ついでに、中絶の事上復帰準備の思地から  
総合的に検討することが必要である。

但し、右検討にあたり、まず、日米両政府  
間には、基本問題については、意見の調整

を行われ、その上で、琉球政府をまじえ、~~国~~  
関係策につき協議することとすることの  
（なお、日米側の平等条定の準備もあり  
事件検討は、早急に行われなければならない）  
である。

(2) 日米側としては、まず、次の点につき、米側  
（以上記(1)の思地から）  
の同意を得たい。

(1) 琉球政府の予算（備用金及び運用）に対  
する日米政府の直接の指導・監督を

強化する。（この思地から、日米政府と  
しては、地方財政の専門家と中絶に

注意し、~~琉球~~琉球政府の財政事情を調査し、

その改善の方策につき報告が用意がある。）

(2) 琉球政府の税制を事上並外にする

~~日米琉三政府、協定~~

ための準備として、琉球政府の税制改正  
計画を作成する。その際、布衣税の廃止  
（日米琉三政府内、協定）

については、日米間、協定する。

(1) 米側は、1972年度の「中絶」の待平等

については、日米側  
~~琉球政府~~（援助計画との事前の調整  
を行われ、（とくに、米側が口外、日米側

の引渡計画については、検討することとし、  
その中には、資金の余裕分を琉球

政府が自由に使用しうる財源に用いること  
を考慮する。）

秘

1 琉球政府の1971年度予算の取扱い

(1) 当面の琉球政府の1971年度予算の取扱いについて  
 是、立法院において予算が成立した後、日米両政府  
 が揃って財政健全化の見地から琉球政府に  
 対し、71年度内での起債を最小限とする(特に目下琉球  
 政府が予定している600万ドルの市中銀行からの借入  
 札を不用とする事ができるような)方向での実行  
 予算を作成せしめることが必要と考えられる。

(2) 上記(1)との関連で、日本政府としては、次の方向で  
 琉球政府を指導する用意がある。すなわち、

(i) 琉球政府に対し、71年度予算の最終見通しの確定する  
 まで一部単独事業の実施の延期、人件費の抑制等の措  
 置を講ずるよう指導する。特に人件費の抑制については、  
 (i) 欠員不補充方針の堅持、(ii) 勲賞退職計画の強化、  
 及び(iii) 人事委員会への給与勧告の適正化につき琉球政  
 府を指導する。

(ii) 下半期前の12月に沖縄の経済状況及び税の執行  
 状況等を再検討し、税収増のための方策につき琉球  
 政府を指導する。

(iii) 琉球政府税制の整備については、復帰までのスケジュール  
 についての日本政府としての案を早急に固め、日米  
 琉で協議する。

(iv) また日本政府としては、米側に対し、次の案の協力を要  
 望したい。

(1) 上記(2)の(i)の税制整備についての日米琉間での  
 協議の際、相互税制の改廃についてもあわせて協議  
 したい。

特に石油税制については、本上並み課税との関  
 連において、米政府の石油課徴金廃止の問題を検  
 討することとしたい。

(ii) 復帰に関連して、(i) 米側プロジェクトの日本側への  
 引継ぎ計画等、検討の必要があるため、これらの検討に  
 あわせて、(ii) 油脂割付金の復活または米政府援助  
 金の一部振り替えについて協議したい。

2 1972年度以降に係る問題

(1) 1972年度以降の琉球政府財政健全化の方策に  
 ついては、沖縄の本土復帰準備の見地から総合的に検  
 討することが必要である。ただし、上記検討にあたっては、まず  
 日米両政府間において、基本問題についての意見の調  
 整を行ない、その上で琉球政府を導いて具体策につき  
 協議することとするのが適当である。なお、日本側の  
 来年度予算策定の準備もあり、本件検討は早急に行なう  
 必要がある。

(2) 上記(1)の見地から日本側としては、まず次の案につき  
 米側の同意を乞いたい。

(i) 琉球政府の予算(編成及び運用)に対する日本  
 政府の直接の指導、監督を強化する。

(この見地から、日本政府としては財政の専門家  
を沖縄に派遣し、琉球政府の財政事情を調  
査する用意がある。)

(1) 米側の1972年度の沖縄関係予算について日  
本側援助計画との事前の調整を行う。

49

琉球政府財政の諸問題について (室)

45.6.22 振興課

↳ 1971年度琉球政府財政

(1) 立法院に下りて算が成立した後、日米間で協議した結果に基つて琉球政府に実行予算を作成させる。

(2) 単独事業の取扱いは、人員費の抑制については、実行予算において琉球政府財政の健全化の観点からその執行については検討する。  
(日本政府の立場あり)

(3) 取崩定数については、一般取崩188名、教員取崩250名の定数増(別紙I)を行っているが、その内訳は、教員取崩については標準定数内での、一般取崩の定数増であるが止むを得ない。又のと思われ、かつ、欠員は不補充の原則である。  
従つて、(4) 欠員不補充を堅持するに、(別紙II)退職計画(別紙II)以上の数(別紙)退職が行われること)を指導する。

(4) 人事委員会へ給与勧告について、本土の制度の異なる点があるが、今後、琉球政府と協議して勧告の適正化を図ることに指導する。  
(別紙I)の上乗せ分については、立法院で修正される見通しであるが、将来は勧告以上の措置がとられること)に指導する。  
(国交)

(5) 税収見込みについては、下半期前の12月12日沖縄の経済状況及び税の執行状況を考慮して再度検討し増収を図る。  
増収  
増収(長期借入)

(6) 赤字問題については、公債の現償高は1971年度末で5,100万ドルとなすが、それがすべて不健全であることは琉球政府の財政法の

総 理 府

展前から伸ばすに云えたい。(別紙Ⅲ)。

△ しかたが、類似果の現債高に比べ高い水準にあり、日本政府とシテは600万ポンドの中全銀行借入は、借入をせよ(25)に実行予算に示して指撥する。

更に財政健全化のため前整理の使用を考慮し、目次援助の不可  
額について原書の変更を行なう赤字対策として使用せよ(25)に措  
置する。

12月(上半期終了後)

△ (四) 租制度については、米民政府は本土並みの租制を適用すれば、2000万ポンドの増収となる見込み(別紙Ⅳ)が、向後税の増収は、物価に影響する。また所得税減税(年平均650万ポンド)の13%、集民税を創設するのとした場合、所得税の減税の増加分25%、カピタルを考慮すると米民政府の提案もさういふ大きな効果をもたらすことは考えられない(別紙Ⅴ)。

(8) (復帰後の租制改正のスケジュールについては、大蔵省及び自治省と協議して検討したい。) 一方には本土並みの租制と一方の不可避であるが、復帰後の租制改正の実行案を作成し、米民政府に提出する。(初案)

△ 20の場合、租制改正の一環として布令租制にのりて、可及的速やかに改正を実現したい。

△ 特には石油租制については、石油に課税する課税を本土並みにするのと、その場合の小売価格の上昇に注意して、課税金の徴収に注意する。

△ この措置がとられるまでは、石油増徴金の繰延又は米國政府援助金の一部ふりがえに注意する。

(二) 1992年度琉球政府財政

1) 援助金の名称を復帰対策費(仮称)に改める。

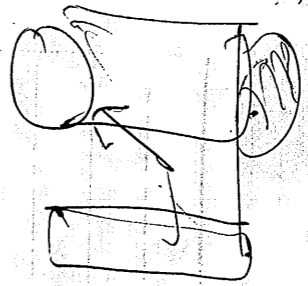
2) 日政援助予算案は、日本政府が独自に策定するが、米政府が直接関係する部分については、米政府の意向を提出して、話し合い、原案作成後一括して米政府に提示する。日政援助予算案の最終決定については、昨年と同様に米琉協会の意見を踏まえる。

3) 琉球政府財政の現状の分析及び復帰に際しての国家財政部分と沖縄県財政部分の分離に関連して、分岐を促進し、日本政府関係者(大蔵省、自治省及び総理府)の合同調査団を派遣するに決定する。

USCAR事務局等による返金問題

4) 米政府は、ARRIA資金等基本的琉球政府財政問題について、この考え方を明らかにする。このため、これに関連して琉球政府の健全性を堅持するための日本政府の琉球政府財政に打ち出す監督をいかなる形で行うかを、この間、米琉協会で話し合う。





0 0 0 0

70年度  
17500  
(330人)

(別紙I) 1971年度定員増内訳		
(188人) +250 (増員)		
總務局	人事交流	5 ✓
通産局	南大東航空訓練所	4
厚生局		68
	1ヶ所診療	25
	名護病院	13
	医師	13
	八重山病院	14
	老人ホーム(八重山学園)	3
労働局	総合職業訓練所	18
文教局	政府立学校 警備員	40
警察局		32
	放雑艇	29
	警備艇	4
琉大		18
	保健学部	14
	新那覇病院 医師	4
計		188

期末手当		
(1969年12月K分付の国交)		
	現行	国交K分付増
12月期	290 <sup>×</sup>	15 <sup>×</sup> + 15 <sup>×</sup> (1969年12月期 50実績)
8月期	170 <sup>×</sup>	10 <sup>×</sup> (1970年8月期 50実績)
計	460 <sup>×</sup>	25 <sup>×</sup> + 15 <sup>×</sup>
		± 150%
(別紙II) 勸奨退職		
70年度 (一般財源)		
政府	86人	1,000,000千円
小中学校	60人	837,000
71年度 (運用部借入)		
政府	40人	500,000千円
小中学校	29人	500,000

(別紙Ⅲ)

借入金 の 状 況 に 関 す る 調 書

(注) 民政府の意見

市政の計算

(1) 1970年度末 3,210万ドル 3,350万ドル

(2) 1971年度末 4,960万ドル 5,100万ドル

(3) 1971年度中 490万ドル (元金 281万ドル) 506万ドル  
 償還 利息 225万ドル

民政府の意見と市政の計算が異なるのは  
 1967年度の350万ドルが1970年度347万ドル減  
 補正の取扱いによる。

(4) 43年度末類似繰上債高

島根 28,194千ドル  
 徳島 27,994  
 高知 20,680  
 佐賀 27,050  
 宮崎 27,061

- 1 1969年度末における借入実績 18,400,000ドル  
 2 前年度末及び当該年度末における現在高の見込み

区 分	借入見込額	年度末現在高見込	備 考
1970年度	15,100,000	32,236,000	1967年度借入 3,500,000
			償還 △ 875,000
			1969年度借入 14,900,000
			償還 △ 389,000
			1970年度末 借入残高 17,136,000
			1970年度 計上分 10,000,000
			1969年度 繰上分 5,100,000
			小 計 15,100,000
			合 計 32,236,000
1971年度	17,500,000	49,736,000	

一般会計借入金償還計画

1967年度	借 入 区 分							合 計
	1969年度			1970年度	1971年度			
	69年度借入	70年度借入	計		財政法4条 但 舊 分	財政法4条 特例法分	計	
3,500,000	14,900,000	5,100,000	20,000,000	10,000,000	10,500,000	7,000,000	17,500,000	51,000,000

区 分 償 還 年 度	償 還 計 画								
	1967年度	1969年度			1970年度	1971年度			合 計
		69年度借入	70年度借入	計		財政法4条 但 舊 分	財政法4条 特例法分	計	
1968年度	0								
1969 "	0	0							
1970 "	875,000	389,000	0	387,000	0			1,264,000	
1971 "	875,000	1,656,000	138,900	1,794,900	138,900	0	0	2,803,800	
1972 "	875,000	1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	1,200,000	0	5,403,600	
1973 "	875,000	1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	1,700,000	777,700	6,686,300	
1974 "		1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	1,700,000	777,700	5,811,300	
小 計	3,500,000	7,013,000	1,838,700	8,851,700	3,471,900	4,600,000	1,555,400	21,979,000	

区 分 借 還 年 度	借 還 計 画								合 計
	1967年度	1969年度			1970年度	1971年度			
		69年度借入	70年度借入	計		財政法4条 但書分	財政法4条 特例法	計	
1975年度		1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	1,700,000	777,700	2,477,700	5,811,300
1976 "		1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	1,700,000	777,700	2,477,700	5,811,300
1977 "		1,656,000	566,600	2,222,600	1,111,000	500,000	777,700	1,277,700	4,611,300
1978 "		1,655,000	566,600	2,221,600	1,111,000	500,000	777,700	1,277,700	4,610,300
1979 "		1,264,000	566,600	1,830,600	1,111,000	500,000	777,700	1,277,700	4,219,300
1980 "			428,300	428,300	973,100	500,000	777,700	1,277,700	2,679,100
1981 "						500,000	778,400	1,278,400	1,278,400
小 計	0	7,887,000	3,261,300	11,148,300	6,528,100	5,900,000	5,444,600	11,344,600	29,021,000
合 計	3,500,000	14,900,000	5,100,000	20,000,000	10,000,000	10,500,000	7,000,000	17,500,000	51,000,000

(別紙Ⅱ)

本土法を適用した場合の課税額推計額

	民政府の増収見積 (千円)	琉球の増収見積 (千円)	差 引 (千円)
1 町水準に引き上げの主要税目			
a 酒税(島産品)	4,110,238	474,500	3,635,738
b 酒類消費税(輸入品)	1,714,769	710,800	1,003,969
c 煙草消費税	1,143,869	3,911,800	△ 1,767,931
d 禁たばこ輸入税	1,229,743	707,100	522,643
e 砂糖消費税	7,648,339	796,600	6,851,739
f 石油税	4,631,600	2,587,000	2,044,600
小 計	15,278,558	9,387,800	5,890,758
2 新設税目			
a 相鏡税	120,000	320,600	△ 200,600
b ガス石油税	180,500	372,200	△ 191,700
c 地方道路税(カーソル)	2,259,200	2,431,700	△ 172,500
d 自動車取得税	300,000	1,048,900	△ 748,900
e 県民税	1,878,800	(2,267,813) 2,854,100	(△ 391,013) △ 975,300
f ガス電気税	650,500	647,200	3,300
小 計	5,389,000	(709,413) 7,674,700	(△ 1,701,413) △ 2,285,700
合 計	20,667,558	(16,478,213) 17,062,500	(△ 4,189,345) 3,605,058

(注) ( )は沖縄事務局の訂正分がある。

(別別V)

所得税減税についての考え方

税務  
答申) 社会保険料を基本目標とする観点から 7/年必くおいては、本土  
の昭和45年分の改正を基準として改正を行う。この場合国民税の  
創設が問題となる。

国民税を創設することは 所得税負担との区分が明確にされる利点  
はあるが、

課税権者がいづれも琉球政府であること

課税最低限の相違から納税人員が現在より増大すること

徴税コストが高くなること

など税務執行の実際面において種々難点が生ずることが予想

されるので若干問題があるとしても所得税負担の中でその相当  
分を留保し、負担の調整を図っておく。

○本土の昭和45年必く改正(税制調査会答申)(2/場合 約 800万円  
減税となる。(平年分)

○そのうち 国民税相当分 約 250万円を差引いて 残 550万円程度  
の減税を突進する。(初年度 552万円 平年度 650万円)

(改善内容)

項目	現行	改正案
1) 所得控除の引上げ		
基礎控除	440 万	470 万
配偶者控除	440	470
扶養控除	200	270
(オノノ目)	230	300

2) 総合所得控除の適用範囲の拡大

項目 現行 改正案

定額控除	200 万 (定額控除後) 2,000 万まで	270 万 (定額控除後) 2,200 万まで
20% 適用	2,500 万まで	2,700 万まで
15% 適用	-	5,500 万まで
5% 適用	-	5,500 万まで
限度額	660 万	825 万

3) その他の控除

障害者、老年者 寡婦、勤労学生控除	200 万	250 万
(注) 特別障害者	300 万	360 万

(参考) 半年減税を1月1日実施する。(初年度 223万円  
平年度 325万円)